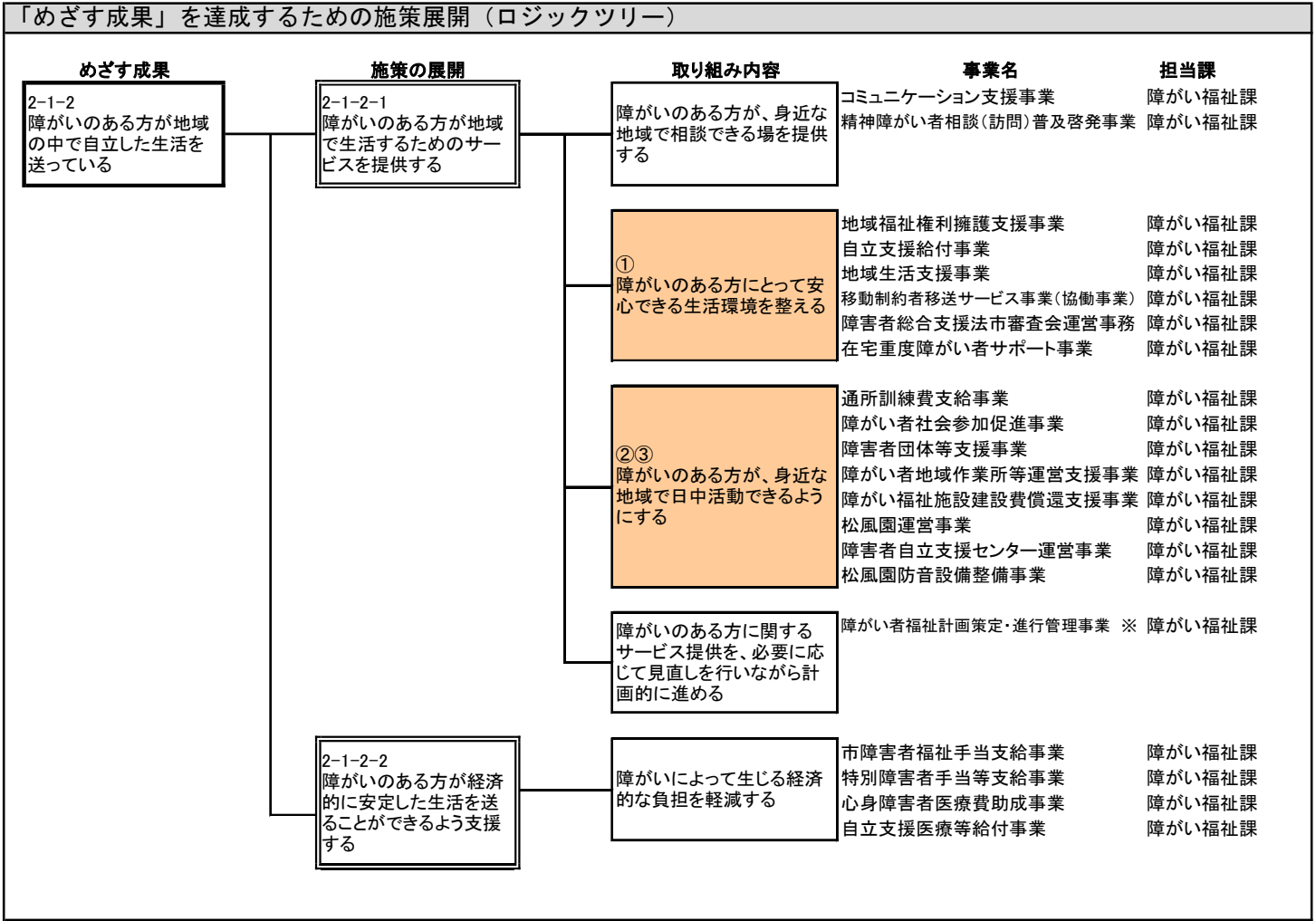


令和３年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
健康領域	人の健康	
基本目標	2	一人ひとりがささえの手を実感できるまち
個別目標	2－１	高齢の方や障がいのある方への支援を充実する
めざす成果	2－１－１	高齢の方やその家族が、不安・負担を取り除くために必要な支援を受けられる
	2－１－２	障がいのある方が地域の中で自立した生活を送っている



※連携の事例

事務事業	関係する課	取り組み内容
障がい者福祉計画策定・進行管理事業	障がい福祉課ほか 関係各課	障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、障がい者福祉計画において障がい福祉施策の基本的方針、必要な施策などを定め、関連する取り組みを計画的に推進しています。



担当課：障がい福祉課
関係課：広報広聴課、危機管理課、市民相談課、産業活性課、健康福祉総務課、医療健診課、健康づくり推進課、人生100年推進課、ほいく課、すくすく子育て課、国際・男女共同参画課、スポーツ課、街づくり総務課、建築指導課、指導室、選挙管理委員会事務局

所 管 部		健康福祉部				
【成果を計る主な指標】						
指標の名称		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）				
		計画当初値	実績値 （Ｒ１）	実績値 （Ｒ２）	中間目標値 （Ｒ３）	最終目標値 （Ｒ５）
①	障がい者の地域生活移行 者数（累計）	０人	３人	４人	１５人	２２人
②	一般就労への移行者数	３７人	４５人		４９人	５６人
③	就労移行支援事業の利用 者数	８１人	８６人	９２人	１２９人	１５０人

【令和２年度までの主な取り組み内容及び今後の方針】

施策の展開	主な取り組み内容	今後の方針
障がいのある方が地域で生活するためのサービスを提供する	■障がい者福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を推進するため、令和元年度に障がい者福祉計画、令和2年度に障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定しました。 ■障害者介護給付費等のサービス利用を希望する障がい者や難病患者について、適正な利用等のため、障害支援区分を判定するために審査会を開催しました。 ■障がい者及び難病患者等が、日常生活や社会生活を営むために必要なサービス（居宅介護、短期入所、補装具など）を提供しました。また、障がい者等の障がい特性や生活環境に応じた日常生活等を支援するため、地域生活支援事業として、移動支援、日常生活用具給付、グループホームの家賃助成や地域活動支援センターによる相談事業を行いました。 ■知的障がい児者の基本的生活習慣や環境適応性を養うことなどを目的とした、福祉型児童発達支援センター第1松風園、生活介護施設第2松風園の運営について、令和2年4月からの5年間、指定管理者に社会福祉法人大和しらかし会を選定しました。令和2～3年度にかけて、松風園の空調工事を実施しています。 ■指定管理制度により、障がい児者や難病患者の地域生活支援のために、相談支援事業や就労移行支援事業等を実施する障害者自立支援センターを運営しています。	■障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の円滑な進行のため審議会を開催し、計画の進行管理を行います。 ■障害者介護給付サービスの利用者増加に伴い審査件数も増加しており、令和3年度は対象者の一斉更新に加え、コロナ禍の影響で前年に障害者支援区分を1年延長したことから件数が大幅に増加するため、審査会を月2回開催します。 ■自立支援給付費の支給は、障がいが自立した生活を営む上で不可欠ですが、事業所の従事者が慢性的に不足している側面もあるため、国や県に報酬単価見直し等を働きかけを行いながら利用者のニーズの対応に努めます。 ■地域生活支援事業は障がい者等の地域生活のために必要不可欠な事業であり、対象者が増加傾向の中、利用者ニーズを把握し、必要に応じて適宜事業を見直していきます。 ■第1、第2松風園については利用希望者が多い中、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じつつ、利用者や家族への支援を更に充実していきます。松風園は建物や設備が老朽化しており、今後も修繕に対応して行くことも課題です。 ■令和3年4月から5年間、社会福祉法人すずらんの会を障害者自立支援センターの指定管理者に選定し、就労移行支援事業や相談支援事業、自立支援協議会の充実を図ります。
障がいのある方が経済的に安定した生活を送ることができるよう支援する	■在宅の重度、中度の障がい者に対して（延べ受給者数49,456人）、市障害者福祉手当（月額3,000円）を年2回支給しました。 ■常時介護を必要とする重度の在宅障がい児者に対して、国制度に基づき、国手当を年4回支給しました。 ＜国手当の令和2年度各実績（延べ受給者数）＞ 特別障害者手当：1,290人 障害児福祉手当：1,383人 経過的福祉手当：104人 ■重度障がい児者の医療費負担の軽減のため、助成申請に基づき、対象者（R2年度：2,721人）に心身障害者医療証を交付しました。 ■身体に障害のある児童及び18歳以上の身体障がい者に対する障がい軽減を目的とした手術等の医療費助成のため、また、精神医療を継続的に要する精神障がい者に対する通院費助成のため、各申請に基づき、自立支援医療受給者証を交付しました。	■市手当の受給者数は徐々に増加しており、手当の増額や対象者範囲の拡大を望む声もありますが、事業を安定的に運営して行くため、当面は現状のまま事業を継続して行きます。 ■国手当は就労困難な障がい者や障がい児の保護者にとって生活安定の一助となることから、受給対象となる方の申請のため広報や手引きによる制度案内を進めます。 ■心身障害者医療費助成事業は、所得制限や年齢制限の利用者制限により、事業費は安定しており、当面は現状のまま継続する予定です。 ■自立支援医療給付事業は、心身障害者医療費助成制度の対象にならない方の申請や、精神科通院の助成申請も増加傾向にあります。医療保険の特定疾病を併用する受給者情報を的確に把握し、医療費助成事務の適正化を図る必要があります。